

○須賀川市入札談合情報処理要綱

平成16年5月1日制定

改正

平成21年3月31日

平成22年3月29日

平成22年11月15日

平成26年3月26日

令和2年4月1日施行

令和8年4月1日施行

須賀川市入札談合情報処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う競争入札について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応について定めるものとする。

(情報の確認、報告書の作成)

第2条 入札契約事務手続の中で、談合情報を把握した場合には、談合情報報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）にまとめ直ちに須賀川市入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）事務局（財務部財政課）へ提出するものとする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(報告)

第3条 事務局は、報告書を收受した場合には、速やかに審査会会長（以下「会長」という。）へ報告するとともに入札を執行する所管課（麻）へ連絡するものとする。

(審査会の招集と審議)

第4条 会長は、前条により事務局から報告を受けた場合には、速やかに審査会を招集し当該情報を審議し、次条以下の対応をとる旨の決定をした場合には、その経緯を市長に報告するものとする。

(公正取引委員会への通報等)

第5条 事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

2 談合情報についての対応が終了したときは、速やかに次に掲げる書類の写しを添えて公正取引委員会へ通知を行うものとする。この場合において、建設工事の入札において談合が疑われる行為があったと認められる場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定による通知である旨を記載する。

- (1) 報告書
- (2) 事情聴取書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 入札調書
- (5) 入札書
- (6) 工事費内訳書

(報道機関への対応)

第6条 談合情報を市が把握した以降において、報道機関等から発注者としての説明について求められた場合には、事務局が対応するものとする。

(事情聴取)

第7条 審査会において事情聴取を行う必要があると判断した場合は、会長の指示する複数の職員により、一社ずつ聴き取りを行うものとし、事情聴取の結果については、事情聴取書を作成するものとする。

(入札執行前の対応)

第8条 入札執行前に談合情報を把握した場合には、次により行うものとする。

(1) 削除

(2) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員を集め、事情聴取を行うものとする。ただし、入札までの時間的な余裕がないときは、入札時間、期日を変更の上、入札執行前に行う。

(3) 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合が疑われる行為があったと認められる場合は、入札執行を取り止めるものとする。

(4) 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合が疑われる行為があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書を提出させた後に入札を行うものとする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次に該当する場合には、入札を執行するものとする。ただし、落札者決定は保留とし、その後の対応は、第9条第1号の規定により行うものとする。

(1) 須賀川市電子入札実施要領(平成30年12月25日施行)第12条で規定する入札書受付締切日時以降に談合情報を把握したとき。

(2) 会長が特に認めるとき。

(入札執行後の対応)

第9条 入札執行後に談合情報があった場合には、次のとおり対応するものとする。

(1) 契約締結前に談合情報を把握した場合

ア 入札を行った者(以下「入札者」という。)全員を集め、速やかに事情聴取を行うものとする。

イ 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合が疑われる行為があったと認められる場合は、入札を無効とする。

ウ 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合が疑われる行為があったと認められない場合は、入札者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後に談合情報を把握した場合

ア 入札者全員を集め、速やかに事情聴取を行うものとする。

イ 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合が疑われる行為があったと認められる場合は、契約履行の進捗状況を勘案し、契約を解除するか否かを審査会において決定するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

2 「須賀川市不正入札情報対応マニュアル」(平成10年8月26日制定)は廃止する。

附 則(平成21年3月31日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月15日)

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 ( )		時 分
件名			
入札（予定）日	年 月 日 ( )		時 分
情報提供者	区分	1 報道機関    2 匿名 3 その他 ( )	
	氏名等	会社名等 氏 名 連絡先 ( ) -	
受信者 (報告書作成者)	所属	部 課 ( 廠 )	
	職 氏名		
情報の内容			
応答の概要			

第2号様式（第5条関係）

事 情 聴 取 書

1	件 名	
2	会 社 名 等	
3	事情聴取を受けた者	役職名
		氏名
4	事情聴取者	
5	事情聴取日時	年 月 日（ ）午 時 分から 時 分まで
6	事情聴取場所	
7 事情聴取事項等		
質問	1 本入札に先立ち、既に落札者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
回答		
質問	2 本入札について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがありますか。	
回答		
質問	3 他社の人と何らかの打合せ、または話し合いがあったとすれば、どのような打ち合わせ、または話し合いでしたか。	
回答		

# 誓 約 書

年 月 日

須賀川市長

商号又は名称  
住 所  
代 表 者 （自署） 印

今般、下記競争入札にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに今後とも遵守することを誓約します。また、当該入札に関する談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効（契約を解除）とされても異議ありません。

なお、この入札に関し提出した誓約書等一切の書類の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

## 記

1 番 号

2 件 名